

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	新十津川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/hotnews/detail/00001547.html

執行機関名 新十津川町教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	新十津川町奨学金等貸付条例(平成10年新十津川町条例第41号)による奨学金等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(別表第一 第4の項) 新十津川町奨学金等貸付条例(平成10年新十津川町条例第41号)による奨学金等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	新十津川町奨学金等貸付条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>経済的理由により修学困難な者</u> に対して学資の貸付けを行うことにより、 <u>教育の機会均等</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新十津川町奨学金等貸付条例 新十津川町奨学金等貸付条例施行規則 新十津川町長の権限に属する事務の委任に関する規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	新十津川町奨学金等貸付条例(平成10年9月17日条例第41号)第4条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務	経済的理由により修学困難な者に対して学資の貸付けを行うため、申請の事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 イ	新十津川町奨学金等貸付条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者(以下この号において「学資金貸与申請者」という。)又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	学校教育法第1条に定める高等学校、大学、高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校若しくは同法第134条に定める各種学校に在学し、若しくは入学する者が心身共に健全であることを確認するための身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 ロ	新十津川町奨学金等貸付条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	学校教育法第1条に定める高等学校、大学、高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校若しくは同法第134条に定める各種学校に在学し、若しくは入学する者が心身共に健全であることを確認するための精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 ニ	新十津川町奨学金等貸付条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報	学校教育法第1条に定める高等学校、大学、高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校若しくは同法第134条に定める各種学校に在学し、若しくは入学する者が学資の支弁が困難であることを確認するための市町村民税に関する情報

備考	当該事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、町長の権限に属する事務について委任を受けている。	
----	--	--